



東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施、及び不適切な試験記録等の作成について

このたび、東通原子力発電所において、防護設備の性能試験などの未実施や不適切な記録の作成などを行っていたことが確認されました。核物質防護は、厳格な管理が求められており、このような事案を発生させてしまったことは、原子力事業者としての信頼を損なうものであり、極めて重く受け止めております。

地域の皆さまにご心配とご不安をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、社長をトップとした全社体制のもと、事案確認および直接的な原因の分析を進め、必要な再発防止対策を既に講じております。

さらに、原子力規制庁の評価や通知の内容も踏まえ、背景要因を含めた根本的な原因の分析および更なる改善策の検討を進め、第三者の評価も取り入れながら、実効性の高い改善措置計画の策定ならびに確実な実行に取り組むことで、二度と同様の事案を発生させないよう再発防止をより一層徹底してまいります。

事案の概要 (詳細は、裏面を参照)

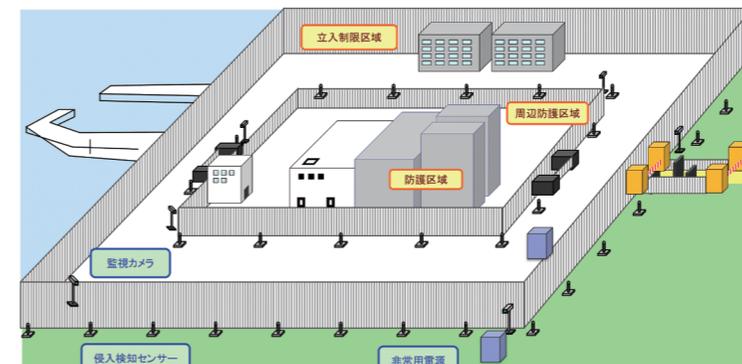
- 東通原子力発電所においては、敷地内への侵入を防止するために監視装置を設置し、保守点検（機器が正常に動作し、機能が健全であることを確認する点検）と性能試験（防護システムとしての性能を確認する試験）を実施しております。
- 今回の事案は、性能試験と保守点検（警報表示機能確認）について、当社社員が求められる試験・点検を実施していない状態で、実施済みとして記録を作成するなどの不適切な取り扱いを行っていたことが確認されました。
- 当社は、本事案を確認して以降、速やかに性能試験および保守点検（警報表示機能確認）を改めて実施し、防護システムとして求められる性能・機能に問題がないことを確認しております。
- 不適切な取り扱いがあった期間においても、日常点検や年1回実施する定期点検は、適切に実施されていたことから、個々の設備の健全性や機能に問題はなかったことを確認しております。
- これまでに東通原子力発電所における不正侵入は、確認されておられません。

原子力規制検査の評価結果および通知内容

- 11月20日に開催された原子力規制委員会において、本事案に係る原子力規制検査の結果が報告され、その評価が決定されました。
- 原子力規制委員会終了後、当社に評価結果が通知されるとともに、原子力規制検査において確認された意図的な不正行為について、当社自ら長期間発見することができず、法令遵守や核セキュリティ文化を醸成する体制について、組織的な取組が必要である事案と判断され、根本原因分析を踏まえた改善措置活動の計画などについて、2026年2月までに報告することが求められました。

核物質防護について

- 核物質が盗まれたり、不正に持ち出されたりすることを防ぐための取り組みです。法令に従って防護措置を講じることが義務づけられております。



防護措置のイメージ

事案の経緯

- 2025年6月12日、東通原子力発電所において、原子力規制庁による核物質防護に係る日常検査が実施された際に、2024年度の立入制限区域の性能試験に係る記録の多くが、「2025年3月25日」となっていることについて、当該性能試験の作業状況と記録の根拠について問い合わせを受けました。
- 担当者に事実関係を確認したところ、「回数を省略して実施した」との回答があり、翌6月13日に警報発報履歴と照合したところ、発報回数が不足していたことから、防護設備の性能試験に係る記録作成に不適切な取り扱いがあったことが判明しました。
- 過去の性能試験記録の調査を行う中で、保守点検（警報表示機能確認）の記録にも不適切な取り扱いがあることを確認しました。
- 防護設備の健全性や機能については、日常点検や定期点検（年1回）により、問題がないことを確認しています。
- また、本事案を確認して以降、速やかに性能試験および保守点検（警報表示機能確認）を改めて実施し、防護システムとして求められる性能・機能に問題がないことを確認しました。
- 2025年7月9日～11日の原子力規制庁による臨時検査において、改めて実施した試験・点検が適切に行われ、防護システムとして求められる性能・機能に問題がないことを確認いただきました。
- 本事案を確認して以降、事案確認および直接的な原因の分析を進め、必要な再発防止対策を立案し、その内容について2025年9月24日に原子力規制庁に確認いただきました。再発防止対策については、2025年9月30日までに全て実施しています。
- 2025年11月20日、原子力規制委員会に本事案に係る原子力規制検査の結果が報告され、「重要度評価：緑」「深刻度評価：SLⅢ」との評価が決定し、当社に通知されました。
- なお、女川原子力発電所では同様の事案がないことを確認しています。

不適切な取り扱いの内容

- 当社にて、過去の試験・点検記録を確認した結果、性能試験については古いもので2018年度以降、保守点検（警報表示機能確認）については2013年度以降、それぞれ事案が判明した直近の試験・点検までの期間において、不適切な取り扱いを確認しました。

【例①】

- 試験項目1を1回しか実施していなかったが、全ての試験項目を実施したことにして記録を作成した。

〔不適切な取り扱いイメージ〕

性能試験記録 東北電力		
装置：侵入検知センサ-		
	1回目	2回目
試験項目1	○	○
試験項目2	○	○
試験項目3	○	○

センサーを動作させ警報を発報させることは、全ての試験項目で同じであるため、1回実施すれば問題ないと考えた。

【例②】

- 協力企業が保守点検を実施した日に、当社も性能試験を実施したことにして記録を作成した。

〔不適切な取り扱いイメージ〕

保守点検記録 協力企業			
装置	点検①	点検②	日付
侵入検知センサ-	○	○	10/1
●●センサ-	○	○	■/■
●●センサ-	○	○	■/■

性能試験記録 東北電力		
装置：侵入検知センサ-		
	1回目	2回目
試験項目1	○	○
試験項目2	○	○
試験項目3	○	○

センサーを動作させ警報を発報させることは同じであるため、保守点検の実施結果を性能試験に流用できると考えた。

要因と再発防止対策

- 「管理職による業務管理が不足しており、担当者任せとなっていたこと」や「担当者が、性能試験や保守点検に求められている事項について、知識が不十分であり、教育訓練が不足していたこと」など、主に4つの直接的な要因があったと考えています。
- それぞれの要因に対応した対策について、2025年9月24日に原子力規制庁に確認いただきました。また、これら対策については、2025年9月30日までに全て実施しています。
- 既に講じた再発防止対策に加え、更なる対策の検討を進め、再発防止を徹底してまいります。

要因	主な対策
①管理職による業務管理の不足	・管理職の関与強化、業務管理の充実 ・核セキュリティ文化の理解深化
②担当者への教育訓練の不足	・教育の充実
③核物質防護設備に係る試験や点検計画管理の不足	・点検計画の充実
④性能試験などの手順の不明確さ	・適正に記録を作成するための手順の明確化